

2021年に選任される 新評議員の就任時期について

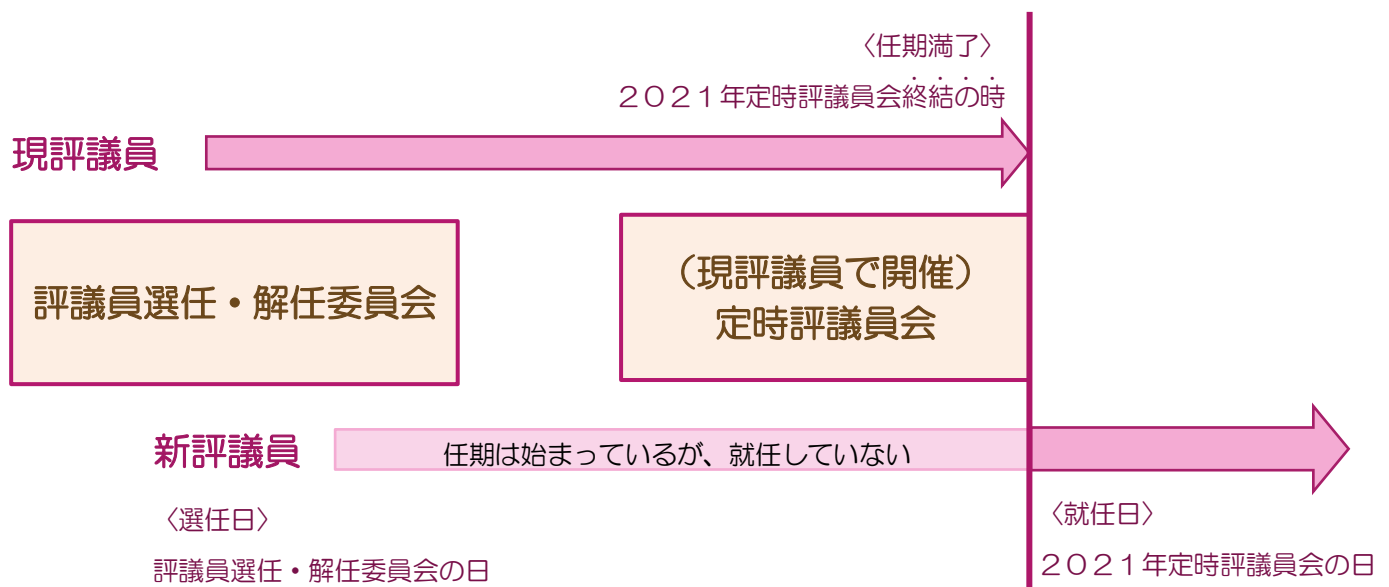


2021.2.15

昨年お送りした「社会福祉法人ニュース10月号」について、新評議員の就任時期に関する質問が多くありましたので、説明をまとめました。

Q 新評議員の任期が「評議員選任・解任委員会の日」からとなっているが、現評議員の任期の終わりは「定時評議員会終結の時」となっている。この場合、定時評議員会はどちらの評議員で開催するのか？

A 現評議員で開催します。



任期の開始は「選任された時」からとなっています。そのため、就任日より前に選任されると「任期は始まっているが、就任していない」期間が生じます。※詳細は「【別添】解説」をご覧ください。

このような選任順序にしておく、「定時評議員会」「理事会」「評議員選任・解任委員会」の3会議を同日に開催しなくとも、常時評議員を置くことができます。

「定時評議員会」「理事会」「評議員選任・解任委員会」の3会議を同日に開催する方が勝手がよいのであれば、同日に開催し、新評議員の任期を「定時評議員会の日から」とすることもできます。

☆☆ 過去の資料は町田市ホームページでも公開しています。☆☆

☆☆ インターネットで「町田市 社会福祉法人ニュース」と検索してください！ ☆☆

町田市 地域福祉部 指導監査課（町田市庁舎7階 窓口番号703）

電話番号：042-724-4094（法人担当）

電子メール：fukushi040@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページ：社会福祉法人の認可等・指導検査（トップページ＞医療・福祉＞地域福祉）

